

フランス植民地期カンボジアにおける 司法官任用制度

傘 谷 祐 之

- I 問題の所在
- II 1922年職員令の布告に至るまで
- III 1922年職員令による司法官任用制度
- IV 結論

I 問題の所在

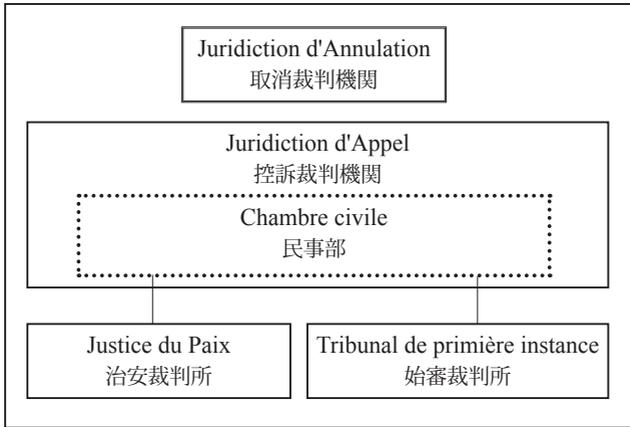
本稿は、フランス植民地期のカンボジアにおける司法官 (magistrat)¹⁾ の任用制度について、司法の独立の観点からその問題点を検討するものである。

カンボジアは、1863年に、フランスとの間に保護条約を締結し、フランスの保護領 (protectorat) となった。しかし、フランスは、その後長期間にわたってカンボジアの内政に介入することはできなかった。それが可能になったのは、1897年7月11日王令第54号により、フランス人理事長官 (Résident supérieur) が大臣会議制度を通じてカンボジアの行政に介入する根拠を得た後のことである²⁾。

-
- 1) 「司法官」とは、カンボジア法の母法であるフランス法においては、司法系統の裁判所における職業裁判官および職業検察官を意味する (山口俊夫『フランス法辞典』(東京大学出版会、2002年) 351-352頁、中村・今関・新倉『フランス法律用語辞典』(三省堂、第2版、2002年) 196頁)。ただし、カンボジアにおいては、検察官の職が設けられるのは植民地期末期のことであり、1920年代においては司法官すなわち職業裁判官と考えて良い。
 - 2) 1897年7月11日王令については、ANC RSC 31072, “Registre d’ordonnances royales, 1897-1898 (en cambodgien et français).”, による。同王令は、Protectorat du Cambodge, *Annuaire du Cambodge* 1897, pp. II-V., Indochine française, *Bulletin officiel de l’Indochine française*, n° 7, première partie, 1897, pp. 709-11., 等にも収録されており、フランス国立図書館のデジタル・ライブラリー「ガリカ (Gallica)」でも利

フランス保護領政府（Gouvernement du Protectorat、いわゆるフランス植民地当局）は、1897年以降、数次にわたる司法改革を行い、1922年9月14日王令第118号によって新たな司法組織（organisation judiciaire）³⁾を設置した⁴⁾。同王令下の司法組織を次図に示す（図1および図2を参照）。

図1 1922年9月14日王令下の司法組織（民事）略図

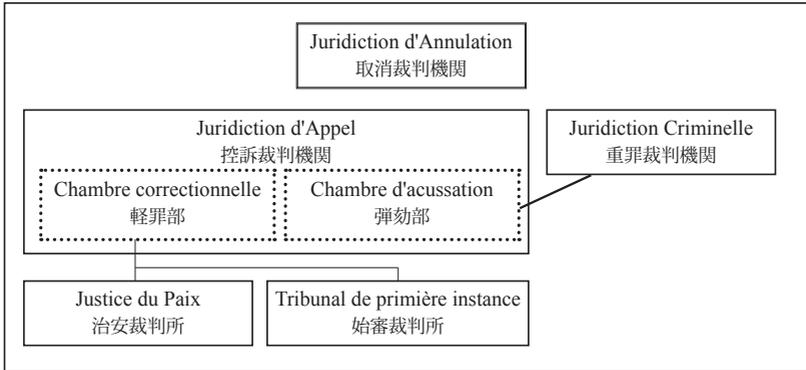


（出典）1922年9月14日王令より筆者作成。

用可能である。同王令は、5人の官人から成る大臣会議が「法律を監督すること及び執行すること（la surveillance et de l'exécution des lois）、並びに法律に対してなされうる改革（réformes）又は改正（modifications）について検討することを任務とする」と規定し、大臣会議に行政権および実質的な立法権を委任した（第1条）。また、大臣会議は「国王が出席することなく、理事長官が主宰して審議」と規定したので（同条）、理事長官が大臣会議を通じて各種の改革を主導することが可能となった。

- 3) 「司法組織」とは、フランス法においては、司法権に属する民事・刑事裁判機関のみを意味し、行政権に属する行政裁判機関等を含まない（山口・前掲書271頁、江藤价泰「フランスの司法制度改革」東京大学社会科学研究所編『戦後改革 4 司法改革』（東京大学出版会、1975年）419頁）。カンボジアは、植民地期の法典編纂により、このフランス法上の用語を継受したが、実際に行政裁判機関が設置されるのは植民地期末期のことである。
- 4) Protectorat du Cambodge, *Recueil des actes du Gouvernement cambodgien : années 1922-1923* (Saigon: Imprimerie Nouvelle Albert Portail, 1924), pp. 82-95.

図2 1922年9月14日王令下の司法組織（刑事）略図



（出典）1922年9月14日王令より筆者作成。

1922年9月14日王令は、それまで州において裁判を主宰していた州知事から裁判権を奪い、代わって職業裁判官によって担われる州始審裁判所を新設した。この司法改革を主導したフランス人法律顧問（Conseiller juriste）モーリス・アベール（HABERT, Maurice）は、この司法改革によって「執行権と司法権との分立（séparation des pouvoirs exécutif et judiciaire）」が実現した、と自賛する⁵⁾。また、1940年代後半にカンボジアの司法大臣の顧問を務めたレジェール（LÉGER）も、同王令が「2つの権力、すなわち司法と行政との分立を確固たるものにした」と評価する⁶⁾。

しかし、カンボジアの独立後に王立プノンペン大学法経学部で教鞭を執ったフランス人法学者クロード＝ジル・ゲル（GOUR, Claude-Gilles）の評価は異なり、「権力の分立は、カンボジアの伝統には無縁である。現在のカンボジアの実定法においてもそうである」という⁷⁾。

このように相反する評価は、植民地下の「行政と司法との分立」の内実と、

5) Maurice Habert, "Rapport de présentation du Conseiller juriste du Gouvernement cambodgien," dans *Réorganisation de l'Administration et de la Justice indigènes au Cambodge* sous la direction de Gouvernement général de l'Indochine, (Hanoi: Imprimerie d'extrême-orient, 1922), pp. 8-9.

6) Léger, "L'organisation actuelle des juridictions nationales du Cambodge," *Penant*, n° 570 (Mars-Avril 1949), p. 33.

7) Claude-Gilles Gour, *Institutions constitutionnelles et politiques du Cambodge* (Paris: Librairie Dalloz, 1965), p. 361.

グルの「権力の分立」理解との間に隔たりがあることから生じたものと思われる。

では、植民地下で追求された「行政と司法との分立」とは何であり、それは、司法の独立という観点から見て、どのような問題を孕んでいたのか。この点を明らかにするために、本稿では、司法組織を構成する司法官に注目し、司法官を含む行政・司法職員の任用制度を定めた1922年9月15日王令第119号（以下、1922年職員令という）および関連法令を検討する。以下では、まず、1922年職員令を布告するに至る過程を略述する（Ⅱ）。次いで、1922年職員令について、司法官の採用、昇進、給与、懲戒の順に検討し（Ⅲ）、最後に結論を述べる（Ⅳ）。

Ⅱ 1922年職員令の布告に至るまで

19世紀後半にカンボジア王国政府の運営を担った官人（mandarins）の任用制度については、当時のフランス人植民地官僚らの著作の中に断片的な記述がある。官人は、高級官人については国王が、より下位の官人については大臣や知事といった任命権者が任命する⁸⁾。任命に際しては、資格や、科挙のような試験への合格といった要件は無い。フランス人植民地官僚であり、カンボジアに10年以上にわたって滞在したジャン・ムラ（MOURA, Jean）は、官人の任命のためには、「能力や適性に関する条件は無い。これらの地位を志望する者は、自らの言語を多少ともきちんとして読み書きできれば、それで十分である」と述べる⁹⁾。

任命に要件がない一方で、官人には身分保障は存在せず、任命権者は恣意によって官人を任免した¹⁰⁾。昇進や退職年金に関する権利も無かった¹¹⁾。

8) E. Aymonier, *Notice sur le Cambodge* (Paris: Ernest Leroux, 1875), p. 27., Étienne Aymonier, *Le Cambodge: le royaume actuel* (Paris: Ernest Leroux, 1900), p. 65, Jean Moura, *Le royaume du Cambodge*, t. 1, (Paris: Ernest Leroux, 1883), p. 249.

9) Moura, *op. cit.*, t. 1, p. 249. ただし、ムラは、「司法に関して見習い中の者は、国の法律および慣習についての十分に正確な知識を有することを要求される」とも記す (*Ibid.*)。他方で、アルベール・トリコン (TRICON, Albert) は、「現に職にある官吏の多数は、自らが果たしている職務に就くために、いかなる試験も受けていない。1904年12月8日王令が適用されるまでは、司法官団あるいは行政官団に加わるためには、いかなる年齢要件も能力要件も無かった」と述べる (A. Tricon, "Note sur l'organisation des tribunaux français et indigène au Cambodge," *Revue Indo-Chinoise* XI, n° 7 (1909) p. 636.)。

10) Moura, *op. cit.*, t. 1, p. 249.

11) Adhémar Leclère, *Recherches sur le droit public des Cambodgiens*, (Paris: Augustin

定額の給与も支給されないため、官人たちはそれ以外の方途で収入を求めた。裁判を職務とする官人たちは、裁判に際して徴収される手数料や有罪人に科される罰金の一部を自己の収入とすることが許されていたが¹²⁾、より多くの収入を望む官人は、しばしば訴訟の引き延ばしを図り、あるいは汚職に手を染めた。ムラは、次のように記している。「彼ら（官人たち：筆者注）がそこ（裁判：同）から得る正当な収入に、人々が彼らに贈り、あるいは彼らが要求する賄賂や高価な贈物を加えると、ほぼ彼らの全収入となる。官人たちは、被告人（*prévenus*）や訴訟人（*plaideurs*）の資力を使い果たすように、できるだけ訴訟を引き延ばす。それゆえに訴訟には際限がない」¹³⁾。これは、一方では、裁判官たる官人個人の汚職という側面もあったが、他方では、官人に給与が支給されない、という制度上の問題もあった。

このような問題を認識したフランス人植民地官僚らは、1897年以降に漸次改革を試みた。1904年5月17日王令第12号は、州知事以下の州の官人たちに定額の給与を支給することを定め¹⁴⁾、同年12月8日王令第33号は、裁判官を採用するための資格試験を導入した¹⁵⁾。しかし、状況には改善しなかった。1900年代の法典編纂を主導した植民地司法官僚アルベール・トリコンは、1909年に、州における裁判を批判して、次のように述べた。州において裁判権を有する州知事たちは、「諸法律に関する知識を理由として選ばれるのではなく、大臣たちから獲得している支持を理由として選ばれるのである」¹⁶⁾。また、「裁判官による汚職は、かなり頻繁に起こる。……。裁判官の汚職は、その給与の不十分さのせいでもある」¹⁷⁾。

1911年に、同年11月30日王令第61号は、1900年代に行われた法典編纂の成果物である民法典の第一編、刑法典、および治罪法・司法組織法典（*Code d'instruction criminelle et d'organisation judiciaire*）を公布した¹⁸⁾。法典

Challamel, 1894), pp. 76–77.

12) Moura, *op. cit.*, t. 1, p. 284.

13) *Ibid.*, p. 289.

14) 1904年5月17日王令については、*Bulletin administratif du Cambodge*（以下、*BAC*と略）1904, pp. 210–212.、を参照のこと。

15) 1904年12月8日王令については、*Ibid.*, pp. 457–458.、を参照のこと。

16) Tricon, *op. cit.*, p. 639.

17) *Ibid.*, p. 638.

18) 1911年11月30日王令については、*BAC* 1911, pp. 662–663.、を参照のこと

の公布に先んじて、1910年9月7日王令第39号は、新しい諸法典に精通した官吏を養成することを企図し、カンボジア法講義 (*Cours de droit cambodgien*) を開講した¹⁹⁾。この講義は、1914年のクラムカー学校 (*l'École des Kromokars*) 設立を経て²⁰⁾、1917年に、カンボジア人行政官・司法官の養成機関であるカンボジア行政学校 (*l'École d'Administration cambodgienne*) へと発展した²¹⁾。

カンボジア行政学校の設立とほぼ同時に、1917年11月14日王令第83号が、行政官・司法官の任用制度を初めて体系的に定めた²²⁾。ただし、1917年当時には、州においては行政と司法とは未だ分離されておらず、州知事が引き続き州における裁判権を有していたため、同王令の適用を受ける司法官は、首都プノンペン他一部地域の少数の者に限られていたと思われる。その後、前述の1922年9月14日王令が司法組織を再編して州に州始審裁判所を設立し、その翌日に布告された1922年職員令が1917年11月14日王令を廃止して新たに行政官・司法官の任用制度を定めた。

19) 1910年9月7日王令については、*Protectorat du Cambodge, Recueil des actes du Gouvernement cambodgien*, p. 85.、を参照のこと。同王令によれば、受講者を対象に試験を行い (第2条)、翌1911年に新しい諸法典を公布した後は、この試験の合格者でなければ司法に関する職に就くことはできない (第3条)。なお、官報には、同王令に執行力を与える1910年9月23日理事長官令 (法令番号不明) が収録されており (*BAC* 1910, p. 465.)、同理事長官令によれば、この講義では、「法の一般概念 (*des notions générales de droit*)」と「刑法典および治罪法典に関する理論的および実務的説明 (*exposé théorique et pratique du Code pénal et du Code d'instruction criminelle*)」を講じた (第3条)。

20) 1914年1月31日王令第14号による。同王令については、*BAC* 1914, p. 98.、を参照のこと。同校の校名の「クラムカー (*kromokars*)」とは、元々は、州知事の下にいた下級官人の総称であったが (*Aymonier, Notice sur le Cambodge*, p. 32., *Leclère, op. cit.*, p. 200 et s.)、後には行政職にある中級官吏に与えられる等級の名称となった (たとえば、1922年職員令第77条以下)。しかし、1914年1月31日王令によれば、同校の目的は、行政職員だけではなく司法職員や教員をも養成することであった (第1条)。

21) カンボジア行政学校は、1917年11月20日王令第86号により、プノンペンに設立された。同王令については、*BAC* 1917, pp. 673-674.、を参照のこと。同王令によれば、同校の目的は、行政組織・司法組織の下級官吏を養成すること、および、中級官吏採用試験の受験者を養成すること、である (第1条)。修業年限は2年間であり (第2条)、講義科目は民法 (民事訴訟法を含む)、刑法 (治罪法を含む)、行政 (*matières administratives*)、算術および実用幾何学 (*arithmétique et géométrie pratique*)、実用衛生・看護 (*hygiène et soins pratiques*)、獣医学基礎 (*notions de médecine vétérinaire*)、クメール美術 (*art khmer*) 等であった (同条)。なお、講義科目はしばしば変更されており、一定ではない。

22) 1917年11月14日王令第83号については、*Ibid.*, pp. 643-657.、を参照のこと。

Ⅲ 1922年職員令による司法官任用制度

1922年職員令は、冒頭に総則的な規定を置いた後（第1条ないし第7条）、第1編の行政職員および司法職員に共通する規定（第8条ないし第67条）、第2編の行政職員に関する規定（第68条ないし第96条）、第3編の司法職員に関する規定（第97条ないし第114条）、および第4編の経過措置（第115条ないし第120条）から成る。

同王令によれば、カンボジア王国政府の運営は、行政系統（*ordre administratif*）と司法系統（*ordre judiciaire*）という2つの系統に属する職員が確保する（第1条）。司法系統の職員はさらに、司法官職群（*cadre des magistrats*）と裁判所書記・裁判所書記補職群（*cadre des greffiers et des commis-greffiers*）に分かれる（第3条）。本稿で検討するのは、この司法官職群に属する職員である。

なお、1922年職員令は、その後何度か改正されており、1934年には同年6月9日王令第69号によって全面改正された²³⁾。以下では、これらの改正についても適宜触れる。

1. 採用

1922年職員令は、司法官を王令によって任命する、と規定した（第98条）。したがって、国王は、形式的には以前のように司法官の任命権を保持した。しかし、この国王の任命権は、次の3点において制約されていた。第1に、司法官を含む官吏の任命は、大臣会議の提案に基づかなければならない²⁴⁾。第2に、司法官を含む官吏を任命する王令には、フランス人事理長官が執行力を与えなければならない²⁵⁾。第3に、以下で述べる諸条件を満

23) *BAC* 1934, pp. 953–983.

24) 1897年7月11日王令は、「国王は、大臣会議の提案に基づき、官人を任命し、罷免する」と規定した（第2条前段）。

25) 1897年7月11日王令は、「国王が発し、その印璽が押印された全ての決定（*décisions*）又は命令（*ordonnances*）は、理事長官がこれに副署し、執行力を与えなければならない」と規定した（第2条後段）。また、1922年職員令は、「司法官は、理事長官殿により執行力を与えられた王令により任命」と規定した（第98条）。実務上は、国王が王令に署名した後、理事長官が理事長官令によってその王令に執行力を与えた。たとえば、1923年3月に司法官10人を任命した際には、3月16日に国王が王令案に署名し（1923年3月16日王令第21号）、その10日

たす者しか任命することができない。このような制約により、国王はもはやかつてのように司法官を自由に任命することはできなくなった。

1922年職員令によれば、司法官に採用されるための諸条件とは、カンボジア国籍保持者であること、原則として21歳以上25歳以下であること、民事的及び政治的権利（*droits civils et politiques*）を享有しており、倫理観と高潔さについて保証があること、身体的に適していること、という公務員全体に共通の要件に加え（第8条）、王令の定める資格（*titres*）を所持しているか、競争試験（*concours*）に合格することが必要であった（第100条）。

1.1. 資格による採用

1922年職員令によれば、次の5つの資格のいずれかを所持している者を司法官に採用することができる。

第1に、フランス本国の大学法学部のバカロレア、学士号または博士号である（第101条第1号）。ここでいう「バカロレア」は、「大学法学部のバカロレア保持者（*Les bacheliers . . . des Facultés de Droit des Universités*）」であるので、一般的なバカロレアすなわち中等教育修了資格あるいは大学入学資格のことではなく、「法学バカロレア（*baccalauréat en droit*）」を意味すると思われる²⁶⁾。

第2に、「政治学校（*l'École des Sciences politiques*）」の免状（*diplôme*）であり（同条第2号）、第3に、「高等商業学校（*l'École des Hautes Études commerciales*）」の免状である（同条第3号）。両校はともにフランス本国の高等教育機関のうちの一校だと思われる²⁷⁾。

後の26日に理事長官が同王令に執行力を与える理事長官令を布告した（1923年3月26日理事長官令第668号）（*BAC* 1923, pp. 234-244.）。もっとも、王令に執行力を与える理事長官令の布告は、国王の任命権に対する制約としては形式的なものに過ぎず、実質的な統制は、大臣会議での場で王令案を審議する段階でなされていたと思われる。

26) 「法学バカロレア」は、フランスの大学法学部の第2学年目の試験に合格した者に与えられる学位であった（原田種雄「フランス」文部省調査局編『各国の高等教育Ⅲ フランス・ドイツ連邦共和国』（文部省調査局調査課、1958年）25頁、星野英一「フランスの法学教育」日本公法学会・日本私法学会編『法学教育』（有斐閣、1959年）51頁）。なお、一般的なバカロレアについては、たとえば宮脇陽三『フランス大学入学資格試験制度史』（風間書房、1981年）、を参照のこと。

27) 「政治学校」は、1872年にパリに設立された「政治自由学校（*l'École Libre des Sciences Politiques*）」のことだと思われる（<http://www.sciencespo.fr> [最終アクセス:

第4に、「ハノイ法・行政学校 (l'École de Droit et d'Administration de Hanoi)」の免状である（同条第4号）。同校は、1917年頃に設置された、現地人官吏の養成機関である²⁸⁾。

そして、第5に、カンボジア行政学校の免状である。ただし、同校の免状によって司法官に採用されるにはさらに条件があり、卒業試験の各科目の平均点が20点満点中の15点以上であった者に限る（同条第5号）。

以上のように司法官に採用されるための資格が定められたが、その後に王令の改正があり、この資格要件は次第に緩和されることとなった。最初の改正は、1922年職員令布告の早くも2年半後である。1925年3月24日王令（法令番号不明）²⁹⁾は、1922年職員令の第101条第1号が規定する法学バカロレア、学士号または博士号という資格の他に、「インドシナにおいて授与されたフランス本国のバカロレア (un baccalauréat métropolitain décerne en Indochine)」³⁰⁾という文言を追加した。ここでの「バカロレア」は、大学入学資格としてのバカロレアと思われる。したがって、この改正により、中等教育を終えて大学への入学を許された段階の者に対しても、司法

2015年6月6日]。また、「高等商業学校」は、パリ商工会議所 (La Chambre de Commerce de Paris) によって1881年に設立された学校のことだと思われる (<http://www.hec.fr> [最終アクセス: 2015年6月6日])。

28) ハノイ法・行政学校については、J. de Galember, *Les administrations et les services publics indochinois*, 2^e ed. (Hanoi: Imprimerie Mac-Dinh-Tu, 1931), pp. 757-758、文部省教育調査部『南方圏の教育 (文部省教育調査部調査資料 第8輯)』(湘南堂書店、1981年) 206-207頁、近田政博『近代ベトナム高等教育の政策史』(多賀出版、2005年) 76-77頁および95頁も参照のこと。

29) *BAC* 1925, pp. 376-380.

30) 1925年3月24日王令の規定する「インドシナにおいて授与されたフランス本国のバカロレア」とは、次の資格を意味すると思われる。近田によれば、仏領インドシナの学校制度は、主としてインドシナ在住フランス人向け諸学校と、現地人向け諸学校とを分離する複線型の学校制度であった。フランス人向け諸学校には、ハノイのリセ・アルペール・サロー (Lycée Albert Sarraut)、サイゴンのリセ・シャスルー・ローバ (Lycée Chasseloup Laubat)、ダラットのプチ・リセ (Petit Lycée) のリセ3校があり、これらのリセを卒業した後に取得できるバカロレアは、1914年にフランス本国のバカロレアと同等であると認められた。これに対し、現地人向け諸学校のリセを卒業後に取得できるバカロレアは、1930年代まで本国のバカロレアよりも劣るものとして扱われた、という (近田・前掲書 61-63頁)。1925年3月24日王令の規定する「インドシナにおいて授与されたフランス本国のバカロレア」とは、このフランス人向け諸学校を卒業後に取得できるバカロレアのことであろう。なお、再び近田によれば、リセ・アルペール・サローなど3校は、フランス人向け学校ではあったものの、現地人に対しても門戸を閉ざしてはおらず、学歴によって社会的地位を上昇させようとする現地人は、現地人向け学校よりもフランス人向け学校への入学を目指す傾向があった、という (同上)。

官になる道が開けた³¹⁾。

次いで、1934年職員令は、1922年職員令を全面改正した。先の1925年3月24日王令と異なる点は幾つかあるが、資格要件の緩和という観点では、本国のバカロレアのみならず現地すなわち仏領インドシナのバカロレアも可としたこと³²⁾（第68条）、および、バカロレア第一部（la première partie du baccalauréat）の試験に合格した者にも資格を認めたこと（第69条）、が挙げられる。このように資格要件が緩和された理由は明らかではないが、当時のカンボジアの状況からすれば資格要件が厳格に過ぎ、候補者の確保が困難であったからではないか、と思われる³³⁾。

1.2. 試験による採用

次に、試験については、1922年職員令は、試験の詳細を理事長官令に委任し（第100条）、受験資格についてのみ規定する（第102条）。受験資

31) 1925年3月24日王令によるその他の変更点として、次の2点が挙げられる。第1に、フランスまたはインドシナの高等教育機関（enseignement supérieur）の免状を認めた（改正第101条第2号）。これは、1922年職員令の第101条第2号から第4号に列挙されていた資格をまとめて規定したものであると思われるが、1922年職員令とは異なり具体的な学校名を規定していないことから、資格要件が緩和されたとも考えられる。第2に、一定の範囲の王族については他の者とは異なるやや緩やかな資格要件を認めたことである（改正第101条第4号）。これは、本来は資格すなわち能力に基づいて司法官採用の可否が決定されるべきところに身分制の要素を持ち込む規定であり、その限りでは問題といえる。ただし、官報で確認できる限りでは、この規定により司法官に就任した王族はいない。

32) 1934年職員令第68条の規定する「現地のバカロレア」とは、フランス人向け諸学校と現地人向け諸学校との2系統の学校制度のうち、現地人向けリセを卒業後に取得できるバカロレアを意味すると思われる。この点につき、前掲注（30）も参照のこと。現地人向けリセは、1929年に設立されたハノイの保護領リセ（Lycée du Protectorat）とサイゴンのリセ・ペトルス・キー（Lycée Petrus Ky）、1935年に設立されたブノンベンのリセ・シソワット（Lycée Sisowath）、1936年に設立されたフエの国学リセ（Lycée Quoc Hoc）があった（近田・前掲書63頁）。

33) 当時のカンボジアにおいて司法官の人材確保が困難であったことは、次の出来事からも推測できる。1932年12月7日王令第157号は、「資格ある（qualifié）司法職員の採用に関する現在の困難を理由として、暫定的に、職務上の必要があれば、フランス行政およびカンボジア行政のカンボジア人官吏を司法官代理（magistrats par intérim）に任命することができる」と規定した（第1条）（Protectorat du Cambodge, *Recueil des actes du Gouvernement cambodgien : années 1930-1931-1932* (Phnom-Penh: Imprimerie du Gouvernement, 1932), p. 204.)。何らかの事情により、資格による採用あるいは試験を経ての採用では必要な人員を確保できず、このような特例を認めたものと思われる。なお、同王令に基づき、翌1933年に、保護領政府の書記官やフランス司法系統の裁判所書記ら7人が司法官代理に任命され（*BAC* 1933, p. 70.）、3年後の1935年に全員が司法官に正式に任命された（*BAC* 1935, p. 91.）。

格があるのは、次の4者である、第1に、裁判所書記である（第102条A項第1号）。第2に、裁判所の書記課で5年以上の勤務経験のある裁判所書記補である（同項第2号）。第3に、フランスまたはインドシナの大学の修了証（brevet）または免状を取得した者であって、その修了証または免状が第101条に規定する、試験を経ずに司法官に採用される資格ではない者である（同項第3号）。これら3者の場合には、試験に合格したときは、裁判官補待遇での研修を経た後に司法官に採用する。そして、第4に、保護領政府のカンボジア人中級職員にも受験資格があり、その場合には、合格者は、試験に出願した時点での職と給与が対応する階級・等級で司法官に採用する（同条B項）。これは、保護領政府が養成した通訳らをカンボジアの司法組織に送り込むための規定と思われる³⁴⁾。

試験の具体的な制度については、1922年12月8日理事長官令（法令番号不明）³⁵⁾が定める。同理事長官令は、全16箇条であり、裁判所書記補採用試験（第2条ないし第4条）、司法官採用試験（第5条ないし第9条）、および取消裁判機関裁判官採用試験（第10条ないし第15条）について規定する。

司法官採用試験には、筆記試験と口述試験とがある（第5条）。筆記試験は、フランス語による民法または刑法に関する問題、およびカンボジア語による判決起案とそのフランス語への翻訳の2科目である（第6条）。口述試験は、民法に関する問題および刑法に関する問題であり、受験者がフランス語とカンボジア語のいずれかを選択できたが、フランス語で受験した場合には大幅な加点があった（第7条）。その結果、フランス語を理解できない者が合格することはほぼ不可能であったと思われる。

試験委員は5人であり、その過半数をフランス人が占める。すなわち、フランス人の法律顧問が委員長を務め、フランス人の行政官1名と司法省駐在代表（Administrateur-Délégué au Ministère de la Justice）が委員となる。

34) この規定に基づき、1923年1月に行われた第1回司法官採用試験では、保護領政府に勤める書記官や通訳官、教員ら9人が試験に合格して司法官に就任した（*BAC* 1922, p. 1076., *BAC* 1923, p. 161.）。その合格者の中には、1930年代から1940年代に取消裁判機関長官や司法大臣を歴任したチャン・ナーク（Chan Nak、元書記官）、司法大臣補佐官を務めたイン・ンギン（In Ngin, 元書記官）、控訴裁判機関長官を務めたクオン・ナイ（Khuon Nay、元教員）ら、当時のカンボジアの司法組織の中核を担った人材がいた。

35) *BAC* 1922, pp. 1073-1076.

カンボジア側からは、取消裁判機関長官と司法大臣補佐官（Suppléant du Ministre de la Justice）³⁶⁾が委員を務める（第9条）。

この試験制度は、1922年職員令が1934年に全面的に改められたことに伴い、1934年12月17日理事長官令第167号³⁷⁾によって改正された。同理事長官令は、全14箇条であり、取消裁判機関裁判官採用試験（第11条）、司法官2級採用試験（第12条）、司法官6級採用試験（第13条）、書記官補4級採用試験（第14条）について規定する。このうち、司法官6級採用試験が、受験資格からみて、1922年職員令下の司法官採用試験に相当する³⁸⁾。試験科目は、以前の司法官採用試験と同じ科目の他、筆記試験では、保護領化以降のカンボジア史、地理、そして宗教および風俗慣習といった一般教養に類する科目が加わった（第13条）。

2. 昇進

昇進制度は、懲戒制度と並んで、司法の独立を左右する重要な要素である。司法官が昇進による権限の拡大や昇給を望んで権力に対して自ら進んで迎合するのであれば、司法の独立は有名無実と化す。この点については第三共和制下のフランス本国においても意識されており、20世紀の初めに、昇進制度に伴う弊害を緩和するために、昇進名簿（tableau d'avancement）の制度を導入した³⁹⁾。この制度の下では、司法官は、原則と

36) 「大臣補佐官」は、1897年7月11日王令によれば、平時においては各省における事務全体について大臣らを補助し、大臣らが何らかの事情により職務をとれないときにはその代理をすることを任務とする職である（第3条）。

37) BAC 1935, pp. 21–29.

38) 1934年職員令によれば、司法官6級採用試験の受験資格があるのは、裁判所書記および2級以上の裁判所書記補、カンボジア行政学校の免状または上級初等教育免状（diplôme d'étude primaire supérieure）の所持者、並びに、フランス側行政機関の書記官や通訳官等である（第71条）。この受験資格は、細かな違いはあるものの、1922年職員令の第102条に規定する司法官採用試験の受験資格とほぼ対応しており、同職員令下の司法官採用試験を引き継いだものだと考えられる。

39) 昇進名簿制度については、江藤价泰「フランスにおける司法官職高等評議会について 裁判官の独立との関連において」『木川統一郎博士古稀祝賀 民事裁判の充実と促進（下）』（判例タイムズ社、1994年）172頁以下、三阪佳弘「近代日本の司法省と裁判官 19世紀日仏比較の視点から」（大阪大学出版会、2014年）167頁以下、を参照のこと。江藤によれば、フランス本国の昇進名簿制度は、次のようなものであった。「この制度の原則は、あらかじめ昇進名簿に記載されていない司法官は、俸給の増額をともなう上級の地位に昇進できないことである。昇進名簿は、その所属する控訴院長および控訴院検事長の提案（proposition）に

して、昇進名簿に記載されない限り昇進できず、その限りでは司法大臣の人事権を統制しようとするものであった⁴⁰⁾。

フランス本国におけるこのような動向は、カンボジアの司法官任用制度にも影響を及ぼしたと思われる。1922年職員令は、フランス本国と同じく、昇進名簿について定めた。

1922年職員令は、司法官を、取消裁判機関長官（*président à la juridiction d'annulation*）、取消裁判機関裁判官（*juge à la juridiction d'annulation*）、裁判長（*président*）、裁判官（*juge*）、裁判官補（*juge-suppléant*）の5段階の等級（*grade*）に区分し、さらに、裁判長を3段階の、裁判官を4段階の階級（*classe*）に区分することにより、計10段階の等級・階級を設けた（第97条。後掲表1を参照）。

司法官がより上位の等級・階級に昇進するためには、競争試験によるか、昇進名簿に記載されなければならない（第16条、第17条）。昇進名簿は、理事長官令によって任命される委員会が作成したが（第18条）、この委員会は理事長官の代理人が主宰し、かつ、5名の委員の中に、司法大臣または司法大臣補佐官、取消裁判機関長官、控訴裁判機関長官の三者を必ず含まなければならない（第19条）。この委員会は、年に1回、司法官のその等級における年功（*ancienneté*）、遠隔地・不衛生地域での勤務歴、委員会による評価、および、理事長官による評価に基づき、昇進名簿を作成する（第24条）。そして、国王は、委員会が作成した昇進名簿に基づき、王令によって司法官を昇進させる。

に基づき、破毀院院長、破毀院検事長、破毀院の4人の司法官および司法省運営評議会の評議員によって構成される委員会（いわゆる昇進委員会）によって作成され、司法大臣によって確定されていた」（江藤・前掲論文174頁）。

40) もっとも、当時の昇進名簿制度には、昇進名簿に記載されたからといって昇進できるとは限らず、また、高位司法官には昇進名簿の適用が除外される等の欠陥があり、批判も多かったという（江藤・前掲注（39）論文174頁）。

表 1 司法官の等級・階級

(1922 年)		(1934 年)	
等級・階級	位階	等級・階級	位階
取消裁判機関長官	10	取消裁判機関長官	10
取消裁判機関裁判官 (5 年以上) (5 年未満)	9	取消裁判機関裁判官 (5 年以上) (5 年未満)	9
裁判長 (特級) (4 年以上) (4 年未満)		8	
(1 級) (3 年以上) (3 年未満)	7		司法官 (特級) (4 年以上) (4 年未満)
(2 級) (3 年以上) (3 年未満)		6	(1 級) (3 年以上) (3 年未満)
(3 級) (3 年以上) (3 年未満)	6		(2 級) (3 年以上) (3 年未満)
裁判官 (1 級)		(3 級) (3 年以上) (3 年未満)	
(2 級)		(4 級) (3 年以上) (3 年未満)	
(3 級)	5	(5 級)	6
裁判官補	5	(6 級)	6

(出典) 1922 年職員令第 97 条および 1934 年職員令第 7 条に基づき筆者作成。

このように、1922 年職員令下の昇進制度は、フランス本国とは異なり、司法大臣または司法大臣補佐官が昇進名簿の作成に直接に関与することを認めた。また、5 人の委員のうち 2 名はフランス人植民地官僚が占めた。したがって、かつてのように任命権者が個人的選好によって対象者を昇進させることこそ防げるようになったものの、司法官を保護領政府や司法省の強い影響下に置くものであって、司法官自治にはほど遠かった。なお、1934 年職員令下では、司法官の階級・等級の名称に変更があったものの（第 7 条。前掲表 1 を参照）、昇進制度には大きな変更はない（第 78 条以下）。

3. 給与

司法官の給与（solde）については、1922年職員令は、インドシナ総督令でこれを定めると規定し（第5条）、同年10月3日総督令（法令番号不明）⁴¹⁾の第1条B表が、次表に示すように規定した（表2を参照）。

表2 司法職員の給与（1922年）

司法官			裁判所書記・裁判所書記補		
等級・階級		給与	等級・階級		給与
取消裁判機関長官		6,000	裁判所書記 (特級) (4年以上)		810
取消裁判機関裁判官	(5年以上)	4,000	(4年未満)		750
	(5年未満)	3,600	(1級)		660
裁判長	(特級) (4年以上)	3,000	(2級)		600
	(4年未満)	2,400	(3級)		510
	(1級) (3年以上)	2,100	裁判所書記補 (1級)		480
	(3年未満)	1,800	(2級)		420
	(2級) (3年以上)	1,620	(3級)		360
	(3年未満)	1,440	(4級)		300
(3級) (3年以上)	1,200	研修生		270	
	(3年未満)	900			
裁判官	(1級)	780			
	(2級)	690			
	(3級)	600			
裁判官補		510			

給与は年額。単位はピアストル。

（出典）1922年10月3日総督令第1条B表に基づき筆者作成。

司法官は、前述のように、10段階の等級・階級に分かれていたが、同総督令は、給与に関しては、その等級・階級のうちのいくつかを在職年数によって二分することにより、合計で15もの段階を設けた。司法官中の

41) Protectorat du Cambodge, *Recueil des actes du Gouvernement cambodgien : années 1922-1923* (Saigon: Imprimerie Nouvelle Albert Portail, 1924), pp. 130-134..

最上位にある取消裁判機関長官の給与は、最下位の裁判官補の約 12 倍、司法職員全体中の最下位である裁判所書記補研修生からみれば約 22 倍に達した。上に厚く下に薄い、階層性の強い給与体系といえよう。

この給与は、司法官の身分を十分に保障しえたであろうか。この点については、次の資料が参考になる。1930 年 1 月、裁判所書記・書記補ら約 50 人は、連名で、給与の増額を求める要望書を取消裁判機関長官に提出した⁴²⁾。その要望書によれば、当時の裁判所書記・書記補らの生活費は、次表のようなものであったという（表 3 を参照）。

表 3 裁判所書記・書記補らの生活費（1930 年）

1 ヶ月間の支出		1 年間の支出	
米 10 斗	20.00	政府および国王により定められた衣服の仕立て	100.00
肉・魚	15.00	人頭税	9.20
ブラホック	0.60	地租	8.00
塩	0.60	衣類、病気の場合の治療費、妻、子どもおよび老親の扶養	100.00
レモン水、胡椒、大蒜、魚醬、醬油	2.50	計	217.20
灯油	1.50		
洗濯	1.00		
理容	0.30		
タバコ、檳榔子、キンマおよび宗教儀式の挙行	14.00		
薪	4.00		
水	3.50		
石鹼	0.50		
家賃	10.00		
計	73.50		

単位はピアストル。

（出典）ANC RSC 31136 に基づき筆者作成。

42) ANC RSC 31136, “Dossier concernant l’augmentation du personnel de la justice.”

裁判所書記・書記補らの主張するところによれば、彼らは年間に合計で約 1,100 ピアストルを支出する、という。もっとも、この金額は給与の増額を要望する側が一方向的に主張するものである点には注意を要する。また、これは家族単位の支出だと思われるので、扶養家族の多寡や家族内での働き手の多少により、状況は異なる。とはいえ、もし、彼らの主張するように年間約 1,100 ピアストルが必要であるとするならば、これに見合う給与を受け取ることができるのは裁判長 2 級から 3 級といった中堅幹部以上であり、裁判所書記・書記補らは勿論のこと、多くの司法官もそれ以下の給与しか受け取っていなかった。1922 年 10 月 3 日総督令は、中下級以下の職員には家族を養うに足りる待遇を与えていなかったと考えられる⁴³⁾。このことは、職員らが何らかの汚職に手を染めたり、昇進と給与の増額のために権力に迎合したりする危険を招くように思われるが、この点については、今後さらなる検討が必要である。

裁判所書記・書記補らの要望が、その後、どう取り扱われたかは、不明である。1934 年に、1922 年職員令を全面改定した際、同年 6 月 23 日王令第 75 号⁴⁴⁾ が司法職員の給与を改めて規定したが、そこで定められた給与体系は、1922 年 10 月 3 日総督令の定めるそれとほぼ同じである。一方で、給与に加えて、1934 年 12 月 4 日王令第 164 号⁴⁵⁾ により、諸手当を支給するようになった。諸手当は、たとえば、活動費 (*frais de services*) (第 3 条)、住居手当 (*indemnité de logement*) (第 8 条・第 9 条)、家族扶養手当 (*indemnité*

43) ある資料によると、本文中で述べた給与の他に手当が支給されていたようであるが^s (*Ibid.*)、この手当の根拠法令は未発見であり、詳細は不明である。同資料によれば、取消裁判機関および控訴裁判機関の長官は年に 480 ピアストル、両裁判機関の裁判官は 240 ピアストル、州の始審裁判所の所長は 120 ~ 180 ピアストルを受給した、という。そうすると、この手当は、一部の上級職員に対する職務手当の性格を有するものであり、中下級職員の待遇を改善することを企図したものではなかったと思われる。

44) *BAC* 1934, pp. 986-87. ただし、取消裁判機関長官の給与については、首相および他の大臣らの給与とともに、1934 年 6 月 22 日王令第 76 号 (*Ibid.*, p. 988.) で別に定められた。同王令によれば、取消裁判機関長官の給与は年額 6,000 ピアストルであり、1922 年職員令下での金額と同額であるが、それとは別に「活動費および交際費 (*frais de service et de représentation*)」という名目で年額 1,500 ピアストルの手当を受給する (第 3 条)。なお、6 月 23 日に布告された官吏の給与に関する王令の法令番号が第 75 号なのに対し、その前日の 22 日に布告された本王令が第 76 号の法令番号を与えられているが、何故このような逆転が生じたのかは不明である。

45) *BAC* 1935, pp. 215-224.

pour charges de famille) (第10条ないし第16条)、プノンペン地域手当 (indemnité de cherté de vie à Phnom-Penh) (第17条)、遠隔地・不衛生地域手当 (indemnité de séjour dans le postes éloignés et malsains) (第18条ないし第20条) 等である。この諸手当は、給与自体が増額されていないことを考えると、給与の不十分さを補う性格を持っていたように思われる。

4. 懲戒

1922年職員令は、懲戒についても、おそらくはフランス本国の制度を参考にし、懲戒委員会 (conseils de discipline) の制度を取り入れた⁴⁶⁾。

司法官に非行 (faute) があったときは、懲戒処分を科す。懲戒処分は、大きく2つの程度 (degré) に分かれる。第1の程度は、戒告 (réprimande)、身上書 (dossier) への記載を伴う譴責 (blâme)、懲戒上の転任 (déplacement disciplinaire) の3種類である (第31条第1号ないし第3号、第32条)。

第2の程度には、次の3種類がある。第1に、重大な譴責 (blâme sévère) である。この場合、対象者が昇進名簿に記載されているときは昇進名簿から抹消し、そうでない場合は昇進を2年を超えない範囲内で遅延させる (第31条第4号)。第2に、1つもしくは複数の階級または等級の降格 (rétrogradation) である (同条第5号)。第3に、罷免 (révocation) である (同条第6号)。

第2の程度の懲戒処分を科す場合には、懲戒委員会を組織し、その意見を聴取しなければならない。司法官に対する懲戒請求 (poursuite disciplinaire) は、関連する大臣 (Ministre intéressé) すなわち司法大臣の提案に基づき、大臣会議の決定 (décision) によって行い、理事長官が執行力を与える (第37条)。懲戒の請求があると、調査官 (enquêteur) 1名を指名し、調査官は保護領政府職員らと協力して調査を行い (第38条)、司法大臣を通じて懲戒委員会に調査書 (pièces de l'enquête) を提出する (第39条)。懲戒委員会の構成は、懲戒の対象となる司法官の所属に応じて異なり、治安裁判所および始審裁判所に所属する司法官が対象であるときは、

46) フランスにおける懲戒制度については、江藤・前掲注 (39) 論文171頁以下、田辺江美子「フランスにおける裁判官の身分保障」上智法学論集38巻2号 (1994年) 87頁以下、を参照のこと。

控訴裁判機関の合同部（*toutes chambres réunies*）が、控訴裁判機関に所属する司法官が対象であるときは、取消裁判機関の合同部が、取消裁判機関に所属する司法官が対象であるときは、大臣会議が懲戒委員会を構成する（第 36 条）。したがって、取消裁判機関に所属する司法官が懲戒対象である場合を除いては、行政権による一方的な処分ではなく、一種の同輩裁判に委ねられたといえる。

しかし、懲戒処分の可否を最終的に決定するのは、大臣会議であった。懲戒委員会は、懲戒に関する意見を大臣会議に送付するが（第 40 条）、大臣会議はこの意見に拘束されず、それよりも軽い処分を自由に科すことができ、また、1 段階であれば重い処分を科すことも可能であった（第 41 条）。したがって、司法官は、懲戒に関しても保護領政府および大臣会議の強い影響下にあったといえる。

IV 結論

本稿では、フランス植民地期カンボジアの司法官の任用制度について検討した。司法改革以前、19 世紀後半から 20 世紀初頭にかけては、裁判を担う官人たちは、国王をはじめとする任命権者の恣意によって任免され、その身分保障は脆弱であり、定額の給与も支給されなかった。1922 年職員令は、この問題に対処し、司法官の任命・昇進・懲戒に関する要件や手続を明文で規定し、また、給与を支給することも定めた。この点では、同王令は、司法官の身分保障の充実化に向けて一歩前進したものである。とはいえ、任命要件は次第に緩和され、昇進・懲戒には保護領政府や行政権が関与し、給与は不十分であると思われるなど、問題も多い制度であった。

これらの点を踏まえると、1922 年の司法改革で実現された行政と司法との分立とは、あくまで司法組織を行政組織から切り離したにとどまるものといえる。そこでは、司法官は保護領政府や司法省の直接的な監督下にあり、個々の裁判官の独立は顧みられることはなかった。

カンボジアは、1947 年に初めて憲法を制定し、1953 年にはフランスから完全な独立を達成する。独立後の司法官任用制度については、再びグル

によれば、カンボジアの裁判官は不可動性 (inamovibilité)⁴⁷⁾ を享受していないので「他の者と同じような官吏 (fonctionnaires comme les autres)」でしかなく、その不可動性は「カンボジアでは、当面、団体 (corps。ここでは『司法官団 (corps de magistrats)』の意：筆者注) の活動の独立を保障するのではなく、個人の疑わしい行為 (ここでは『汚職 (concussion)』の意：同) を助長する危険がある」という⁴⁸⁾。裁判官個人の行状を問題視し、それへの対処としての裁判官に対する厳しい統制を擁護する構図は、植民地期や、おそらくは今日のカンボジアとも相通じるように思われる。その意味では、本稿で検討した植民地期の司法官任用制度が独立後から現在にかけてどのように変容したかを明らかにすることは、今日のカンボジアの司法制度に関する諸問題を理解することに資すると思われるが、この点は今後の課題である。

文献略語表

ANC Archives Nationales du Cambodge, Phnom Penh

BAC *Bulletin administratif du Cambodge*

RSC Résident Supérieur au Cambodge

47) フランスにおける裁判官の不可動性については、小山昇「フランスにおける裁判官の独立について」北大法学論集 16 卷 2・3 号 (1966 年) 43 頁以下、江藤・前掲注 (39) 論文 168 頁以下、田辺・前掲論文 87 頁以下、を参照のこと。

48) Claude-Gilles Gour, *op. cit.*, p. 364.